

青空

薬物乱用防止教室号

令和7年9月19日発行

大内中学校 保健室

9月8日（月）の6時間目に薬物乱用防止教室を行いました。今年度は、特定非営利活動法人栃木DARC（ダルク）から講師の先生をお招きしました。

社会復帰・当事者としての視点からの講話でした。

生徒の感想（振り返りより一部抜粋）／感想のテキストマイニング

薬

物は、絶対にしてはいけないことがわかりました。薬物をやってしまうと、家族にも自分の周りにも迷惑がかかることがわかりました。薬物をやってしまった方に、「怒られたとき、注意されたとき、どう思ったか。」という質問への答えが「もっとやりたくなった。」という答えが多いと聞いてそこまで依存してしまうんだなと驚きました。



薬

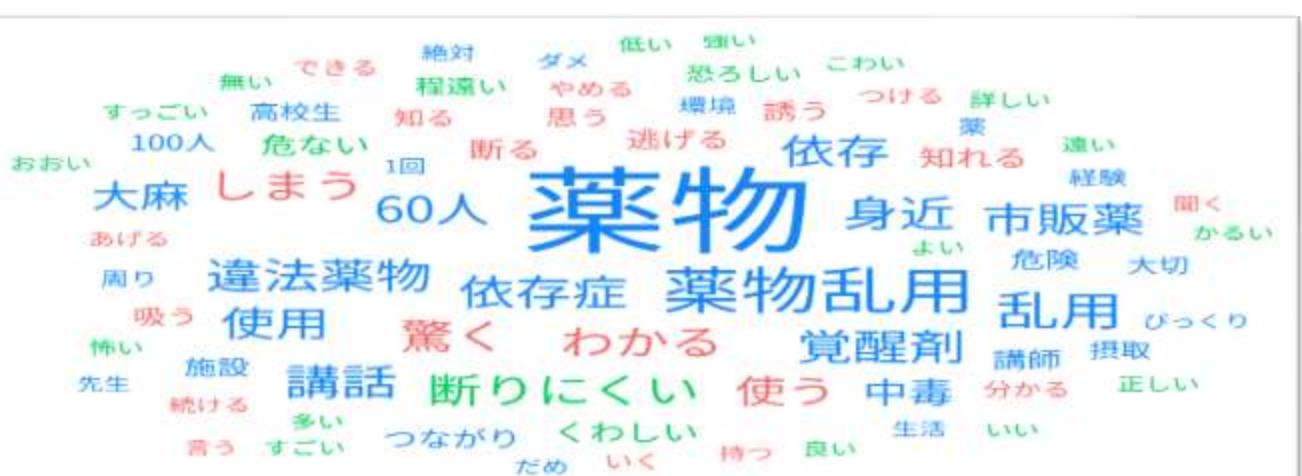
物依存者の社会復帰の施設があることに驚いた。もしも周りの人、そして自分が薬物を勧められた時にどのような行動をすればよいかなど色々なことがよくわかった。

薬

物乱用者に対して「ダメ」と突き放すではなく、乱用しないような環境にさせるようすべきだとわかった。

い

つもの講話は危険ドラッグの危険さを伝えるものだったが、大吉先生は自分の経験から人とのつながりについてや、どのような過程を通して依存症になっていくのかを話していて、とても有益な情報を得ることができた。とても有意義な時間になったなと思いました。



※テキストマイニング：生徒の振り返りの文章内のキーワードを自動集計したもの

振り返り内にあった質問への回答

振り返りの中に書かれた質問について、講師の先生から回答をいただきましたので、紹介します。

Q 全国のDARCには、何人ぐらいの利用者さんがいるのですか？

A DARCは、全国に約60施設、120の事業所があります。規模や運営のスタイルが違うため、正確な利用者の数はわかりませんが、概ね2000人程度が常時利用していると考えられます。

Q 更生の過程で、どのような授業（プログラム）を受けていますか？

A リハビリで用いられる手法は、グループミーティング、心理学的療法（認知行動療法、マインドフルネス）、作業療法、スポーツなどが挙げられます。精神と身体に働きかけたりハビリを行い、最終的には社会的な生活環境を調整するまでがDARCの役割となります。平たく言うと薬のない生活が充実して、幸せを実感できる生き方を取り戻すことが目的となります。

Q 講話内で、覚醒剤の使用し始めたのは、中2と言っていましたが、薬物を購入するためのお金はどうしていたのですか？

A 最初のうちは、『薬物仲間』が欲しい人たちがくれます。ですから、薬物はお金がなくても使えたりします。依存になっていって次第にお金の面をするために悪いことをするようになる人たちもいます。そのため、薬物使用はさまざまな人に影響を及ぼす可能性があります。

Q 薬物を乱用してはならないと決められている法律があるか、気になりました。

A 薬物を取り締まる主な法律として、以下の法律があります。

- 麻薬及び向精神薬取締法
- 覚せい剤取締法
- 大麻取締法
- あへん法
- 毒物及び劇物取締法
- 医薬品医療機器等法



薬物は、持っているだけで重罪です！

大麻や覚せい剤などの薬物は、誰かに渡したり、持っているだけでも法律によって厳しく罰せられます。

覚せい剤所持・譲渡

覚せい剤取締法 10年以下の懲役

大麻所持・譲渡

大麻取締法 5年以下の懲役

あへん所持・譲渡

あへん法 7年以下の懲役

ヘロイン所持・譲渡

麻薬及び向精神薬剤取締法 10年以下の懲役

コカイン・MDMAなど 所持・譲渡

麻薬及び向精神薬剤取締法 7年以下の懲役

危険ドラッグ所持・譲渡

医薬品医療機器等法
3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金